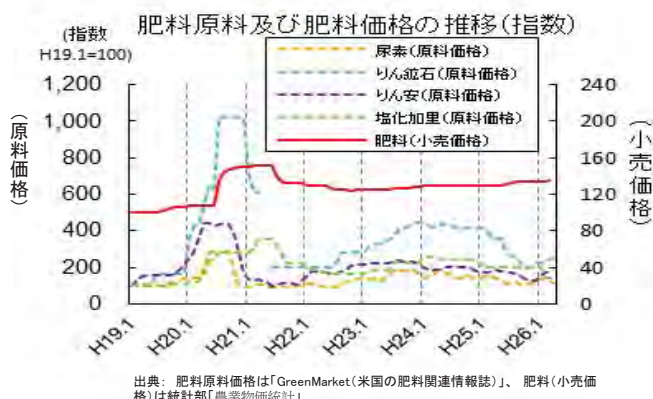


○ 資材価格の高騰への対応の強化

- 資材原料等の国際需給や価格高騰に左右されない産地の形成に向け、省資源・省エネ型の生産方式への転換を図る。また、農業用資材の使用を低減できる農業生産方式（有機農業をはじめとした環境保全型農業）を推進する。

肥料等



エネルギー

農林業における石油エネルギー依存率



- 肥料等の生産資材は、原料の多くを海外に依存し、国際市況等の影響が大

- 農業生産のためのエネルギーは石油に大きく依存

- ・ 未利用資源を活用した肥料等の製造法等の検証や他分野での実用化技術の農業分野への転用等により省資源・省エネに資する新たな生産技術・生産体系を確立
- ・ 資材高騰等に強く、消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進

- ・ 生産資材コスト低減の推進や省資源・省エネ型の生産方式への転換を進め、資材価格や燃油の海外動向等に影響を受けない産地を確立。
- ・ 農業用資材の使用を低減できる農業生産方式（有機農業をはじめとした環境保全型農業）を推進。

17

○ 担い手ニーズに対応した資材供給、農業界と産業界の連携等による資材費の低減

- 資材費低減の取組は、これまで、資材業界等の行動計画に基づく自主的な取組を推進し一定の成果を得られたところであるが、今後、担い手の所得の増大を支援するため、資材費の低減等ニーズを先取りした新たな取組を進めることが必要。
- 産業界の努力を引き出しながら、生産者、関係業界及び研究機関等が連携して生産資材のコスト低減、収益の改善に資する担い手ニーズの把握、課題解消に向けた取組を強化するため、継続的に意見交換を行い、検討を実施。
- 農薬や肥料の規制面においても、安全の確保を前提として、資材費低減に資するよう、農薬登録に要する審査を迅速化するとともに、肥料原料としての未利用資源の利用を拡大。

課題解決に向けた関係者の結集

現場のニーズ



課題の抽出

現地調査
シーズの発掘

研究開発

現場実証

産業界
・肥料業界
・農薬業界
・農機業界
ほか

情報共有・意見交換

生産者

研究機関

農林水産省

普及・販売促進

生産資材のコスト削減
作物の収量・付加価値アップ

所得の増大

技術や利用体系確立に向けた検討

【検討事例】

- ・ 未利用資源に含まれる肥料成分を活用した肥料
- ・ フレキシブルコンテナ輸送に対応した肥料の製造や取回しなど
- ・ 施肥量やコストを削減する施肥法など

家畜由来の未利用資源の活用に向け、家畜ふん尿からのリン回収技術等の実用化や肥料原料としての品質等の課題を検討

フレキシブルコンテナでの輸送・保管・利用時における肥料の固結、被覆破損、中型機械化体系への適応等に関する課題を検討

追肥技術について、元肥と追肥を組み合わせた施肥方法など適正化・省力化技術の検討



農薬・肥料の規制の見直し

【検討事例】

国際的な共同評価(作物残留、薬害等)への参加等により、農薬登録に要する審査を迅速化

速やかに肥料の規格を設定し、肥料原料としての未利用資源の利用を拡大して資材費を低減

18

○ 化石燃料のさらなる節減に向けた省エネルギー型の農業生産方式への転換

- 燃油代替加温技術等の展開やエネルギー利用効率の高い設備・機械等の導入により、省エネルギー型生産方式への転換を推進
- 化石燃料の使用を節減する施策の展開を通じて、省エネ・低炭素型農業の推進

現状と課題

- 農業のエネルギー消費は、加温設備、穀物乾燥機等で用いる重油及び灯油が約85%、農業機械等で用いる軽油が約10%
- 燃油は輸入に依存しており、価格高騰リスクが顕在化（A重油:51円/L(H17)→103円/L(H26)）
- 農業経営に占めるエネルギー経費の割合は、施設園芸においてとりわけ高い

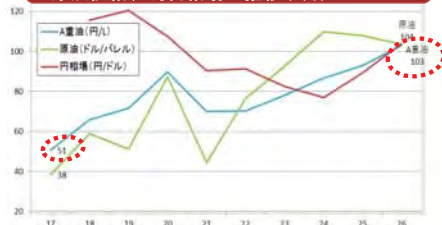
農業におけるエネルギー消費割合



※資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」より作成。

農業のエネルギー消費は石油製品がほとんど

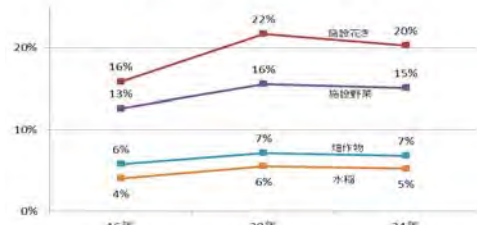
国内販売A重油価格、ドル建てドバイ原油価格、為替相場の推移(1月)



※農林水産省「農産物価統計」、日経より作成。

原油価格の上昇に伴い、重油価格の上昇が続いている

農業経営に占めるエネルギー経費の割合



※農林水産省「営農類型別経営統計」農業経営費、光熱動力費を用い作成。

施設園芸の割合がとりわけ高い

省エネルギー型の生産方式への転換の推進(化石燃料節減の取組)

燃油代替加温技術等の展開

- 施設園芸加温設備、乾燥・加工設備(穀物、茶、たばこ等)等の化石燃料依存度の高い分野における省エネ設備への転換

エネルギーロスの削減

- 施設園芸において被覆設備等によりエネルギーロスを削減
- 面積当たりの農業機械等台数の削減



ヒートポンプ
内張多層被覆設備

エネルギー利用効率の向上

- ヒートポンプ等加温設備、乾燥設備、農業機械、冷蔵設備等の省エネ性能の向上

作業行程や流通面での見直し

- 農機作業量の削減(環境保全型農業等)、不耕起栽培や同時作業機の導入など、作業行程の見直しによる効率化
- 輸送・運送、加工等の省エネ性能向上
- フードマイレージの再構築

低炭素型農業の展開

- 施設園芸におけるバイオマス利用加温設備、堆肥等の農地への投入などバイオマスの利用、環境保全型農業等(農業等石油製品の投入量削減)
- リサイクル・リユース
- 他で排出されるCO₂の農業活用

自然エネルギー等の利用

太陽光、地熱利用等の自然エネルギー導入や、稲架がけ等の天日乾燥など、伝統農法の見直し

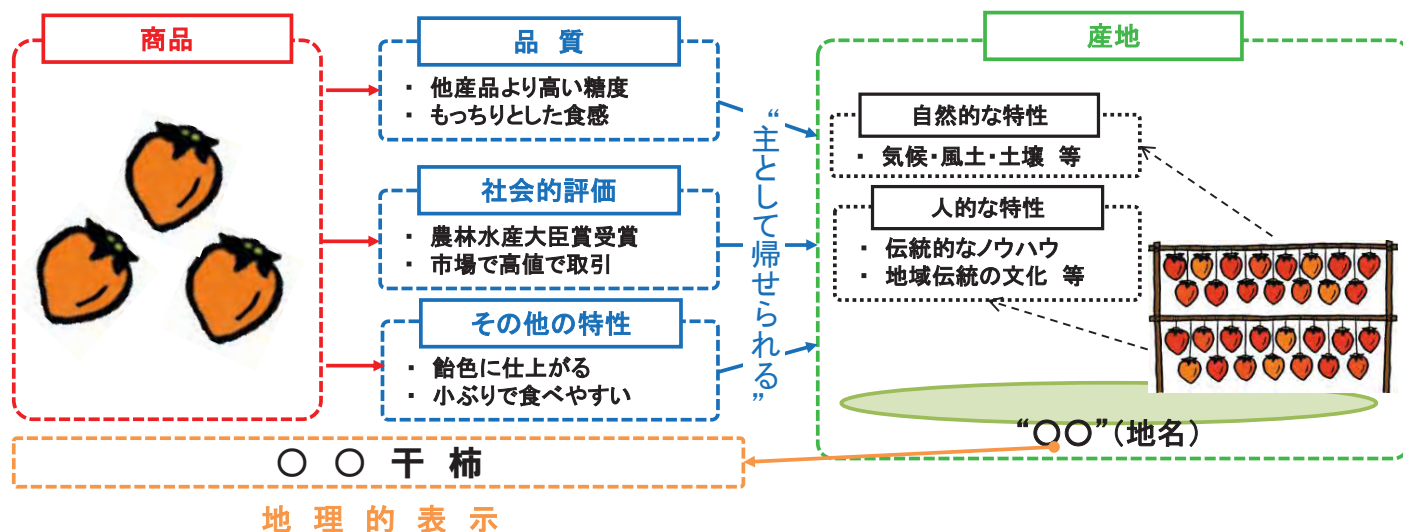
省エネ・低炭素型農業の推進

知的財産の戦略的な創造・活用・保護

○ 地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護。
- 農林水産物・食品について本制度を導入し、生産者が本来得べき利益を確保するとともに、消費者の信頼の確保を目指す。

○ 地理的表示のイメージ ～ ○○干柿(※架空の農産物)を例に ～



- 諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100カ国以上。

[地理的表示に対する独立した保護を与えている国] 111カ国

アジア	中東	欧州(EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11カ国	7カ国	17カ国	(28カ国)	24カ国	24カ国

※ 国際貿易センター(WTOと国連貿易開発会議(UNCTAD)の共同設立機関)調べ(平成21年)

21

(参考)EUで地理的表示登録されている商品の例

乳製品(チーズ)

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(フランス)

- 特徴: どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

- 地域との結びつき: フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。



※「カマンベール」の名称自体は、誰もが制限なく使用できる。

野菜・果物

メラ・アルト・アディージェ(イタリア)

※メラ: りんご(伊語)

- 特徴: カラーによってりんごの種類が区分される。強い芳香を持つ。果肉はぎっしり詰まっており、保存期間が長い。

- 地域との結びつき: 伊北東部アルト・アディージェ地域の気候は温度差が大きく乾燥している。日照時間は長く、海拔500m以上の生産地で、果実はゆっくりと熟す。

肥沃な土地と適した気候により、19世紀半ばから、この地域でりんごの商業栽培が始められた。



牛肉・畜産加工品

プロシュート・ディ・パルマ(イタリア)

※プロシュート: 生ハム(伊語)

- 特徴: パルマ地方の豚モモ肉と、塩のみを原料とした生ハム。カットした生ハムはピンク色～赤色で脂肪部分は白く、繊細でまろやかな甘みと軽い塩味、独特の芳醇な香りが特徴。

- 地域との結びつき: イタリア・パルマの丘陵付近で生産された生ハムのみが、プロシュート・ディ・パルマとして認可され王冠型の焼印を受けられる。アペニン山脈から丘陵に吹くそよ風が空気を乾燥させ、伝統的な製法で、何世紀にもわたり、生ハムの製造を可能にできた。



その他

スコティッシュ・ファームド・サーモン(養殖サーモン)(イギリス)

- 特徴: シャープな外観と丸みを帯びた側面が特徴。硬くなめらかな鱗で覆われており、光沢のある銀色をしている。鮮度のよいサーモンの身は締まっており、一貫性のある食味を保っている。

- 地域との結びつき: スコティッシュ・ファームド・サーモン(大西洋サケ)を養殖しているスコットランドの西海岸では、150年を超える長きに渡り、養殖技術の改良が行われてきた。地域は大西洋サケの養殖に理想的な入り江となっている。



22

○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)について

法律の概要

- ① 「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録。
- ② 基準を満たすものに使用を認め、統一マークを付することとする。
- ③ 不正な地理的表示の使用は行政が取り締まり。

ポイント 1

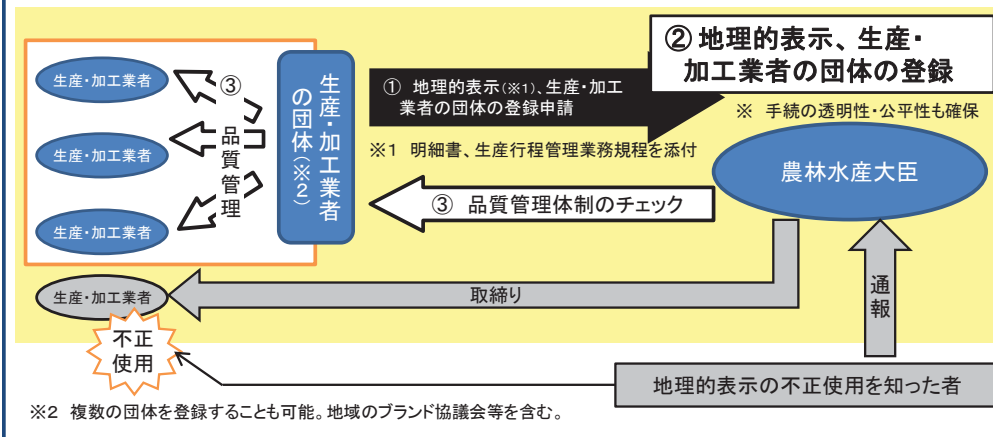
- 製品の品質を、国の登録を受けた生産者団体が確認し、「お墨付き」を与える。

ポイント 2

- 生産者にとっては、**訴訟等の負担なく、自分たちのブランドを守る**ことが可能。

ポイント 3

- 地域共有の知的財産であり、生産者全体が使用可能。



制度創設の効果

① 生産者利益(地域の知的財産)の保護

〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② 需要者利益の保護

〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

23

○ 地理的表示保護制度の導入の効果

[制度導入のメリット]

- 地域ブランド製品として差別化が図られ、**価格に反映**。

※ **一定の品質を満たす製品のみ**が地理的表示を付すことができ、地域ブランド製品の**品質を保証**。

〔EUの具体例〕

- 仏の「プレス鶏」は一般品の4倍の価格で取引。
〔「プレス鶏」とは、仏中東部のプレス地方の鶏。5週齢以上になると放牧する等、伝統的な方法で飼養。〕



プレス鶏



エスプレット唐辛子

- 仏の「エスプレット唐辛子」は、取組の成果により

- ① 価格や生産者が倍増するとともに、
- ② 観光客の増加が図られている(年間60万人来訪)

〔「エスプレット唐辛子」とは、仏南西部のエスプレット等の地域の唐辛子。古くから地域の伝統料理に用いられ、コショウに似た、辛さと甘みの合わさった味わいが特徴。〕

- 不正使用に対して**行政が取り締まる**ことで、生産者にとっては、**訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護**が可能。

- **品質を守るもののみが市場に流通**。

※ 統一マークにより、**他の製品との差別化**が図られる。

- 真の日本の特産品の**海外展開に寄与**。

※ 地理的表示の登録を受けた産品にマークを貼付することにより、**輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示**され、差別化が図られる。



EUのマーク



タイのマーク

地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化

消費者の利益の保護

農林水産物・食品の輸出促進

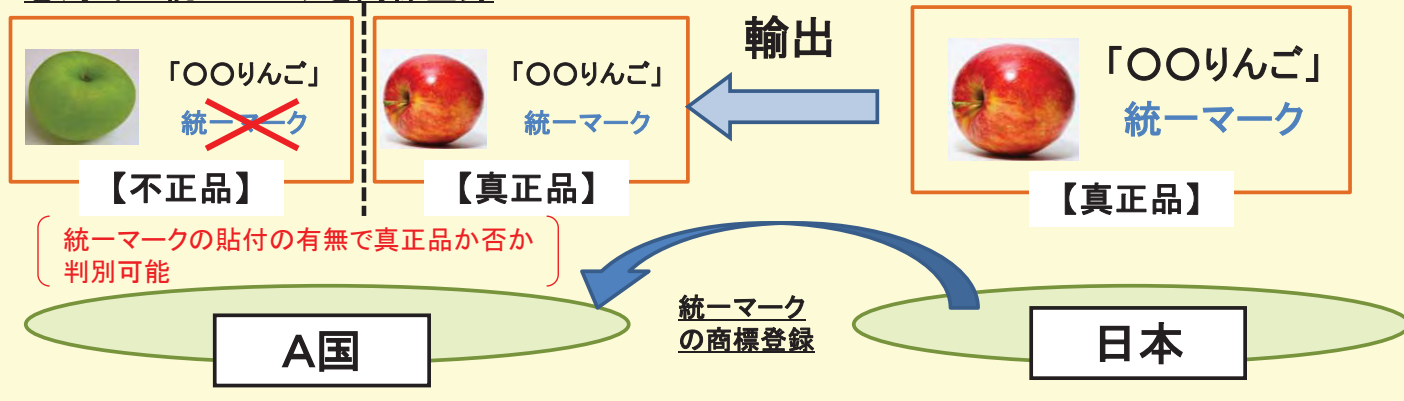
地理的表示保護制度の導入

24

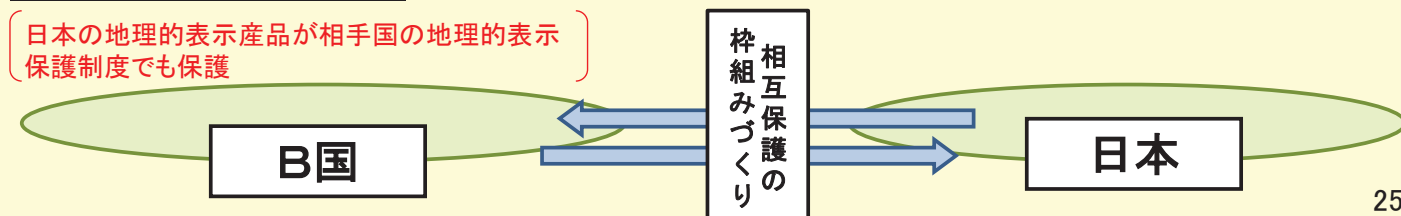
○ 海外における地理的表示産品保護の取組方針

- 地理的表示法は日本国内でしか効力を有さないため、登録されたことをもって、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。
- 今後、①海外における統一マークの商標登録や、②地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の枠組みづくりを通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるよう取り組んでいく。

①海外で統一マークを商標登録



②相互保護の枠組みづくり



○ 知的財産の戦略的活用の推進

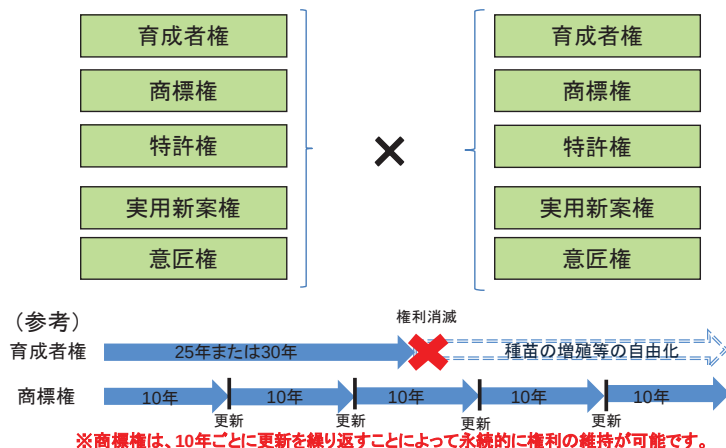
- 「強み」のある農林水産物を創出し、その「強み」を保護し活かすためには、その目的に合わせて、それぞれの知的財産権の特性を踏まえて、複数の知的財産権を組み合わせるなど戦略的に活用することが重要。

複数の知的財産権の組み合わせによる戦略的な活用

知的財産権には、権利の保護の期間が異なるなどそれぞれ特性があります。このため、知的財産権の活用にあたっては、一つの知的財産権に頼るのではなく、それぞれの知的財産権の特性を活かし、事業の目的に合わせて、複数の知的財産権を組み合わせることが、「強み」のある農林水産物づくりには有効です。

また、知的財産権は、その権利の使い方によって、許諾料（ロイヤリティー）として収益を得ることができるなど、経済的価値のあるものに変化します。

新品種の育成や新技術の開発には多額の費用がかかります。このため、知的財産権の許諾や譲渡等によるロイヤリティー収入を、新品種や新技術の育成・開発費用に充当することも、今後の知的財産権の活用方策の一つとして考えていくことが重要です。



具体例

事例1	育成者権	×	商標権
品種登録(育成者権): ちくしW2号			
保護の期間 25年(有限)			
商標登録: ラー麦			
保護の期間 10年(更新可能)			
【メリット】			
○育成者権を活用し、特徴ある品種を独占的に利用して産品を差別化。			
○登録商標を更新すれば、品種更新後も「ラー麦」ブランドを永続的に使用可能。			

事例2	商標権	×	特許権
商標登録: カクメロ			
保護の期間 10年(更新可能)			
特許登録: 多面体メロンの栽培方法及び四角いメロン栽培用型枠			
保護の期間 20年(有限)			
【メリット】			
○登録商標を更新すれば、「カクメロ」ブランドを永続的に使用可能。			
○特許取得により、第三者による「四角いメロン栽培法」や「栽培容器」の無断利用を防止。			

○ 研究成果や特許技術等の活用による事業化の推進

- 研究成果や特許技術等を活用し、農山漁村の地域資源から市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出。

研究成果等を活用した事業化の事例

士幌町農業協同組合

(北海道)

家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントの実証施設の整備



北海道ファインケミカル

(北海道)

魚油からEPA分離生成時に生成されるトランス脂肪酸の含有量を減少させる革新的精留技術の実証

いみず野農業協同組合

(富山県)

もみ殻を燃料とした再生可能エネルギー施設の実用化と燃焼灰のケイ酸肥料化の実証

株式会社ヒューマンウェブ

(沖縄県)

深層水を利用したノロウイルスフリー牡蠣の陸上養殖技術の実証

黒瀬水産(宮崎県)

ブリ親魚の成熟コントロールによる早期採卵と人工種苗技術の実証



大倉工業株式会社(香川県)

竹チップを含有したパーティクルボードの高付加価値製品の商品化

浜田化学株式会社

(兵庫県)

廃食用油を利用した、酵素触媒法によるバイオ燃料製造利用の実証

スメーブジャパン株式会社

(宮城県)

海洋性微細藻類由来の食用EPAを原料とする高付加価値商品の開発



ソフトスチームコンソーシアム(埼玉県)

ソフトスチームを利用した食品加工の実証(ソフトスチーム玄米の製品化)



富士マイクラ株式会社

(静岡県)

医療研究用実験動物マイクロミニビッグSLA遺伝子固定系統の開発と事業化

27

○ 海外において増加・深刻化する知的財産侵害への対策の強化

守り

中国等における我が国の地名、品種名等の商標出願・取得や我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品・海賊版が増加しているが、ジャパンプランドの侵害対策として、**海外での知的財産権取得、第三者による商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠**

海外での農林水産物・食品の知的財産保護に関しては、**現地邦人のネットワークを活用した監視や海外展開の実績のある食品企業の知的財産担当OBの専門的知見を活用することが有効**

攻め

育成者権と商標権等の知的財産をセットで保護することにより**知的財産権による収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスモデルを普及**。さらに、セット化されている商標が海外において第三者に使用されないよう監視

「農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム」の事務局(事業実施者)

中国等における
商標監視

地方相談会
(弁護士等派遣)
※中国等での問題対応のための
地理的表示取得検討も支援

海外現地調査
(市場調査を現地法律事務所に
委託、現地邦人による調査)

国別担当者(相談窓口)
の設置
(海外展開食品企業の
知財OB等を配置)

情報提供

農林水産・食品知的財産保護コンソーシアム

メンバー

● 関心のある都道府県又は都道府県協議会

〔育成者権者としての立場
・県内の農林水産物・食品の輸出関係者のとりまとめの立場〕

● 農林水産・食品業関係団体、ジェトロ、弁理士会等

我が国農林水産物・食品の知的財産面での取組強化により**ジャパンプランドの海外展開を実現**

28

○ 東アジア植物品種保護フォーラム活動の積極的な推進

- 平成20年度以降、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、意識啓発、人材育成等の協力活動を実施。
- この結果、品種保護制度が未整備であったカンボジアで品種保護に関する法律が制定され、ラオスでは法律が改正されたほか、制度運営が不十分な国で審査対象植物数が大幅に拡大するなど、東アジア各国における品種保護制度の整備・充実に向けた主体的な取組が現れてきたところ。
- こうした気運を更に醸成し、各国の政策決定者等に重点的に働きかけを行い、フォーラムを戦略的に展開する必要。

東アジア植物品種保護フォーラムとは

東アジア地域の連携による品種保護制度の整備を進めるため、日本が主導し、ASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」を設立。

フォーラム本会合は各国で持ち回りで開催

- 第1回：日本（平成20年7月）
- 第2回：中国（平成21年4月）
- 第3回：韓国（平成22年4月）
- 第4回：インドネシア（平成23年5月）
- 第5回：タイ（平成24年5月）
- 第6回：マレーシア（平成25年7月）
- 第7回：ラオス（平成26年8月）
- 第8回：韓国（平成27年5月予定）



「東アジア植物品種保護フォーラム」第7回会合
(2014年8月7日、於ラオス)

事業内容

(1) 東アジア植物品種保護フォーラム年次本会合の開催

政策決定者等の意見交換により、経験、情報の共有を促すことで、各国の品種保護制度を国際標準レベルまで引き上げる。

(2) 協力活動「実践編」の推進

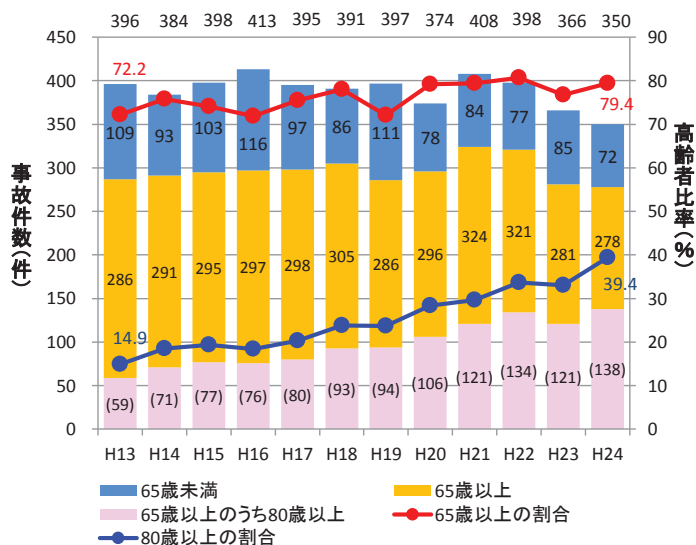
各国で整備された植物新品種の審査基準をもとに、地域共通の審査基準の作成や、各国が行う研修への専門家派遣、各国のハイレベル政策決定者への意識啓発、ホームページによる情報共有・発信等の取組を行う。

効果的な農作業安全対策の推進

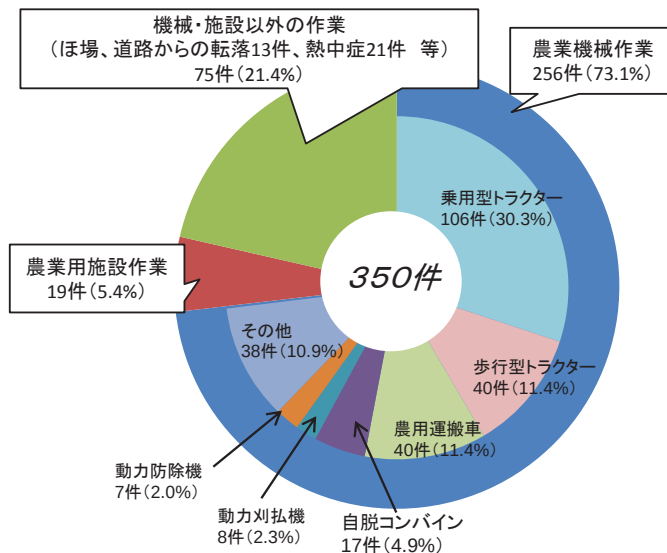
○ 農作業死亡事故の発生状況

○ 農業就業人口が減少する中で、農作業死亡事故件数は、毎年約400件でこれまで横ばいで推移。平成24年度は350件に減少したが、依然として高齢農業者における死亡事故が多く、農業機械作業に係る事故が全体の7割程度と高い水準にあるといった問題がある。

農作業死亡事故の発生状況



農作業死亡事故の内訳(平成24年)

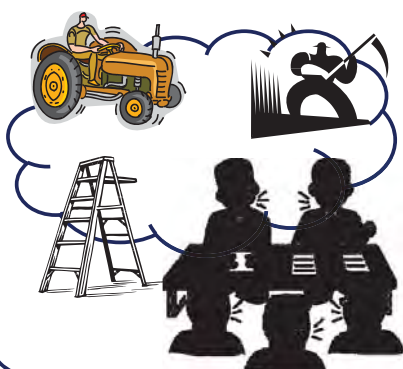


()内: 死亡事故全体に占める割合

31

○ 実効ある農作業安全対策の推進

リスクアセスメント手法の推進・普及



建設業等、異業種で成果を上げているリスクアセスメント手法を農業従事者でも取り組めるように推進・普及。

有効な研修体系構築の検討



従来の安全研修の内容や手法を調査し、研修内容の標準化を検討。PDCAサイクルを取り入れた研修内容を検討。

事故調査・分析 多様な視点の取り入れ

農作業安全確認運動等の推進強化



2014年農作業安全ステッカー
2014年農作業安全ポスター



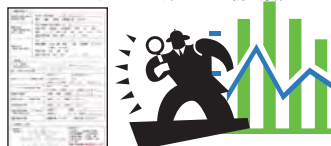
徳島県における講習会
労災保険加入促進パンフレット

事故の多い春と秋を重点期間として、全国の関係機関の協力の下、農作業安全確認運動を実施。
あわせて、労災保険制度について周知を行い、加入を促進。

安全性向上のための農業機械開発



トラクターの片ブレーキ防止装置



詳細調査票による事故調査

これまでに開発されたトラクターの片ブレーキ防止装置等の安全装置を順次導入。詳細事故調査・分析に基づく安全性向上のための農業機械等の開発を推進。

32